

泉州南消防組合ウェブサイトバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉州南消防組合広告掲載要綱（令和7年泉州南消防組合訓令第1号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、泉州南消防組合（以下「組合」という。）のウェブサイトにもバナー広告（以下「広告」という。）を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさは、天地60ピクセル、左右180ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、GIF形式、JPEG形式又はPNG形式とする。
- (3) 容量は、100KB以内とする。

2 広告のデザイン、色調等については、組合及びウェブサイトの品位等を損なわないものとし、事前に協議するものとする。

3 広告の画像は静止画とし、リンク以外の機能（GIFアニメ、Flash Video等）は、使用しないものとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置及び掲載順序は、組合が指定するトップページの場所とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、同一年度内で複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載開始日は、要綱第8条により広告掲載の決定を受けた掲載期間の初日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了月の末日の午後12時をもって終了するものとする。ただし、同一広告について、引き続き広告掲載の決定を受けた場合は、継続して掲載することができる。

3 広告の掲載期間中、組合の都合によりウェブサイトを閉鎖又は災害等により広告を中止した場合は、閉鎖又は中止した時間を24時間で除して得た日数（端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）に相当する日数を当該広告掲載期間に加算するものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1広告枠当たり月額5,000円とする。

(広告原稿)

第6条 広告原稿は、第2条に定める広告の規格により作成した電子データとする。

(広告内容等の変更)

第7条 要綱第8条の規定により広告掲載の決定を受けた者は、広告掲載期間中に広告内容等を変更しようとするときは、広告掲載変更届出書（別記様式）に変更予定の電子データ及び広告の画像等変更内容のわかる資料を添え、消防本部総務課へ提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成7年3月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

広告掲載変更届出書

泉州南消防組合管理者 様

届出者

住所

(電話)

氏名

泉州南消防組合ウェブサイトバナー広告掲載取扱要領第7条の規定により広告掲載内容の変更について以下のとおり届出をします。

変更内容 (該当箇所にレ点)	<input type="checkbox"/> リンク先ページアドレス <input type="checkbox"/> 広告の画像 <input type="checkbox"/> リンク先の掲載内容 <input type="checkbox"/> その他 ()
変更前	
変更後	
変更希望日	年 月 日 から
担当者：部署・氏名	
連絡先：電話番号・ FAX・Eメール	